

サクッと小技 片足立ちを片方ずつ数十秒するとお尻の筋肉が弱まられ体幹が良くなり、ひざの痛みや腰痛の予防に効果的。倒れないので壁などによくつかまる場所で行いましょう。

お早めに。 お早めには

今から備える確定申告 医療費控除に領収書の提出は不要です 改正のポイント 平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となっています。 医療費控除の明細書は、医療費を支払ったときに提出する必要があります。(税務署からもたらされたことでの領収書を提示する場合は提出しません) 平成30年分までの確定申告等を行う際には、従来どおり領収書の提出が必要です。

医療費控除の明細書の記載例

(1) 医療費を受けた方の名前	(2) 医療費の支払先の名前	(3) 医療費の区分	(4) 使った医療費の額
青色太郎	口口病院	△治療・治療費 △口座振替手数料 △医療品購入 △口の他の医療費	9,400円
"	JR、OOバス	△治療・治療費 △口座振替手数料 △医療品購入 △口の他の医療費	1,560円
"	△△季風	△治療・治療費 △口座振替手数料 △医療品購入 △口の他の医療費	700円
青色花子	xx診療所	△治療・治療費 △口座振替手数料 △医療品購入 △口の他の医療費	4,400円

※「医療を受けた人」と「病状・薬局」とことで、1年分の金額を合計して記載します。
※会員の方には、本紙12月号に「医療費控除の明細書」を専門します。
用紙をお持ちでない方は万能用ください。ただし、記載を参考してご自身で明細書を作成して差し支えありません。
※セルフディケーション制度の明細書については、国税庁HPをご参照ください。

確定申告に関する詳しい情報は税務署にお問い合わせください

飲食料品の取扱いがない事業者の方についても、消費税の軽減税率制度実施後は「区分経理」が必要となります。

飲食料品の取扱いがない事業者の場合についても、仕入や経費に軽減税率(8%)対象商品が混在すれば、仕入を標準ごとに区分する「区分経理」を行わなければなりません。

また、消費税の仕入軽減税率の適用を受けるためには、原則として「区分経理」をした帳簿の保管が求められます。

帳簿の区分経理・記録事項について

2019年1月からは、日々の取扱い別に、売上・仕入(経費)を税率ごとに区分して簿記に記入すればよいらせません。

【請求書保存方法】 (注冊登録)	【区分記録保存方法】 (注冊登録)
請求書の記載事項	該当社の仕入手方の氏名又は名称 販路引手の氏名又は名称 取引の内容 取引の箇所の記

お知らせ

契約駐車場についての詳しい情報は、国税庁ホームページ内の特設サイト「契約駐車場制度について」をご覧ください。
軽減税率制度に関するご相談は、消費税相談室や電話相談センターへお問い合わせください。
【用ダイヤル】0576-630-455 【受付時間】8:00~17:00(土日祝除く)

税事務所からのお知らせ 10月は個人県民税・市町村民税の第3期分の納期です!

○個人県民税と
・職場仕事による経費を広く県民の皆様にその能力に応じて負担していく大切です。
・例えば、水道料金は保全、再生に必要な特許は財源として、個人無税の超過課税(10%増課税・所持率 0.25%)を活用しています。(平均2割程度~4割程度の年間)。

【納める人】
毎年1月1日現在在籍に住所がある個人 均等割と所得割

前年1月1日現在在籍に事務所、事業所または家庭敷地があり、その所在する市町村内に住所がない個人 均等割

【納める額】(令和元年度)
・均等割……年額：80円
・所得割……政令による住がある方は、前年の課税所得金額の2.025%を、その他の市町村に住所がある方は、4.025%を負担していただきます。

税の基礎知識 医療費控除について

医師又は歯科医による診療又は治療の対象

対象 ○医師に支払った診療費・治療費 ○入院の対価として支払う部屋代・食事代等 ○人間ドック等により病気が発見され、引き続き治療を行う場合の人間ドック費用 ○医師の指示や、治療上やむを得ない場合の差額ベッド代 ○親族以外の付添人の報酬 ○育児放課料 ○医師や看護師への謝礼 ○入院のために購入した身の回り品の費用 (寝巻き、洗面用具代等) ○テレビや冷蔵庫の使用料 ○健脚診断・人間ドック費用 ○オンラインエンジニアの予防接種 ○自己の都合を利用した差額ベッド代 ○美容のための整形手術費用 ○付添人が親族の場合の報酬 ○診断書の作成費用

医薬品等の購入

対象 ○医師の処方による薬 ○治療のため薬局で購入した医薬品 (風邪薬、鎮痛剤など薬業法に規定する医薬品) ○治療のため必要な医師の指示で購入するメガネの購入費用 (医師などを医師が記した所定の処方箋が必要) ○成人用オムツ (医師の作成した「おむつ使用証明書」がある場合)

非対象 ○病気の予防や健康維持・増進、美容のため購入したサプリメント、ビタミン剤など ○日常生活用のメガネ・補聴器の購入代 ○防ダニ寝具、空気清浄機の購入費用 ○健康器具の購入代金

治療通院のための交通費

対象 ○電車・バス等の公共交通機関の利用料 (領収書や家計簿等に記入しておく) ○病状により公共交通機関が利用できない場合のタクシー代 ○幼児や、要介護者など同行する付添人の交通費

非対象 ○自家用車で通院するためのガソリン代、駐車場代 ○里帰り出産のための交通費 ○タクシー代

あんま・マッサージ

対象 ○施術者 (あんま・マッサージ・指圧・鍼灸師に関する法律に規定する施術者)、柔道整復師による施術費用

非対象 ○資格を持たない者による施術費用 ○健康維持や疲れを癒すためのマッサージや、鍼灸の施術費用

介護施設等

○施設等の領収書には医療費控除の対象となる金額が記載されていますので、それを参考にしてください。

■次の算式によって計算した金額が控除額となります。

[その中に支払った医療費の額] - [保険金などで補てられた金額] - [10万円 (超過控除額が200万円超過の場合は、その5%相当額)] = 医療費控除額 (最高200万円)

医療費控除Q&A

Q 薬局や薬店などで直販されているかせりやなどの医薬品は、医療費控除の対象になりますか?
A 治療や麻酔に必要なものであって、かつ、その病状に応じて一般的に支出される金額を踏まえ、特に部分の金額であれば、医薬の専門家や指示などによって医療費控除の対象となります。

Q 宅配便で通販する店舗の車両運送代等は医療費控除の対象になりますか?
A 自己所有の自動車で通院する場合のガソリン代や駐車場料の金額は、医療費控除の対象にはなりません。

Q ふるさと納税の金額の生命保険料を基にした入院給付金の支払を受けたときは、その受けた部分の金額は他の治療費から差し引か必要ありますか?
A 他の治療費から差し引いて医療費控除の計算を行なうことはできません。
支払った医療費の金額を上回る部分の端で金の額は、他の医療費の金額からは差し引けません。

Q 介護障害老人ホームの施設サービス費は医療費控除の対象になりますか?
A 介護保険が適用される施設サービス費は医療費控除の対象となるのがあります。なお、医療費控除の対象となる金額は領収書に記載されています。

小田原税務署 0465-35-4511(代表)

橋本部が 参加します たばこなファミリー フェスティバル 11月3日(日)
場所／横浜市立桜木町運動場 時間／9時～15時 *喫茶天中止
料金／各回券入りボトル・スリーパー配布
問い合わせ／0465-35-4511

公式ホームページ
イベント、セミナー、等
バーチャルによる
最新情報
随時更新中

お問い合わせ先 小田原税務署 事業課 TEL:0465-32-8000

会場／同様の
での
子供
の
内
容
の
こ
相
談
は
重
ね
て
き
ま
せ
ん

会員限定 無料相談 要ご予約
お問い合わせ
24-2612

弁護士の 法律相談
10時～12時
10月18日(水)
11月5日(火)
11月15日(金)

弁護士の 相談会
10時～12時
10月16日(水)
11月20日(水)
12月18日(水)

社会年金保険相談会
10時～12時
11月12日(火)
12月10日(火)
1月14日(火)

不動産コンサルタントの 不動産相談会
10時～12時
10月24日(木)
11月28日(木)
12月26日(木)

税相談会
14時～16時
10月17日(木)
11月21日(木)
12月19日(木)

日本書院企画出版の 質相談会
10時～12時
12月4日(火)
12月12日(火)

税理士の 税理士会議
14時～16時
10月17日(木)
11月21日(木)
12月19日(木)

会場／同様の
での
子供
の
内
容
の
こ
相
談
は
重
ね
て
き
ま
せ
ん